



島根県報

平成29年4月21日（金）

第2,896号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 障害福祉サービス事業者の指定	（障がい福祉課）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 障害福祉サービス事業廃止の届出	（ 〃 ）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 一般相談支援事業者の指定	（ 〃 ）	3
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 一般相談支援事業の廃止の届出	（ 〃 ）	4
土地改良区の役員の退任の届出	（農村整備課）	4
県営土地改良事業計画の決定（3件）	（ 〃 ）	4
解除予定保安林	（森林整備課）	5
森林法第189条の規定による告示及び掲示（2件）	（ 〃 ）	5

【公 告】

基本測量の実施	（技術管理課）	6
基本測量の終了	（ 〃 ）	6
公共測量の終了（2件）	（ 〃 ）	6

【特定調達公告】

島根県第2期全庁共用ファイルサーバ構築運用保守業務に係る随意契約の相手方 等	（情報政策課）	7
島根県企業局三代浄水場で使用する電力の供給に係る随意契約の相手方等	（企業局総務課）	8

【監査告示】

包括外部監査人補助者の選任		8
---------------	--	---

【正 誤】

平成28年11月15日付け島根県報第2,853号中	（森林整備課）	9
---------------------------	---------	---

告 示

島根県告示第224号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成29年4月21日

島根県知事 溝口善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社いずもえん	就労継続支援A型 就労継続支援B型	いずもえん	出雲市西園町3913-1	平成28年5月1日
株式会社八重の郷	居宅介護 重度訪問介護	ヘルパーステーション 八重の郷	松江市上乃木2-21-10	平成28年8月1日
社会福祉法人出雲南福 社会	居宅介護 重度訪問介護	寿生訪問介護	出雲市大津町3627-22	平成28年10月1日
社会福祉法人金太郎の 家	就労継続支援B型	金太郎の家就労支援事 業所	出雲市斐川町学頭1501-1	平成28年11月1日
サインポスト合同会社	居宅介護 重度訪問介護	ヘルパーステーション しるし	松江市東出雲町意宇東1- 6-3	平成28年11月1日
社会福祉法人ひらた福 社会	生活介護 就労継続支援B型	障がい者多機能型事業 所オレンジ工房わーく わーく	出雲市灘分町785-1	平成28年12月26日
特定非営利活動法人石 州きずなの里	生活介護	石州きずな事業所	浜田市三隅町向野田581	平成29年1月1日
NPO法人益田自立支 援センター	就労継続支援A型	フルール益田	益田市戸田町イ170-1	平成29年3月1日
株式会社ユアアイ	就労移行支援 就労継続支援A型	ユアアイワーク	出雲市武志町253	平成29年3月1日
社会福祉法人つわの清 流会	就労継続支援B型	就労継続支援B型事業 所つわぶきの里	鹿足郡津和野町森村104	平成29年4月1日
社会福祉法人つわの清 流会	就労継続支援B型	就労継続支援B型事業 所わさびの里	鹿足郡津和野町池村1997- 1	平成29年4月1日
一般財団法人空外記念 館	就労継続支援B型	無二苑	雲南市加茂町大崎39-8	平成29年4月1日
社会福祉法人雲南広域 福祉会	生活介護	生活介護事業所にじい ろ	雲南市三刀屋町古城47-1	平成29年4月1日
特定非営利活動法人サ ポートセンターどりー む	共同生活援助	わんぱくハウス	出雲市東福町225-1	平成29年4月1日

島根県告示第225号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

平成29年4月21日

島根県知事 溝口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人浜田市社会福祉協議会	居宅介護 重度訪問介護	浜田市社会福祉協議会 金城さんあい訪問介護 事業所	浜田市金城町下来原1541 -20	平成28年4月30日
株式会社江友	就労継続支援A型	株式会社江友魚町事業 所	松江市魚町83	平成28年10月1日
有限会社シー・エス・ピー	居宅介護 重度訪問介護	ヘルパーステーション ぬくもりの里	松江市西川津町533-1	平成29年3月1日
合同会社益田自立支援センター	就労継続支援A型	フルール益田	益田市戸田町イ170-1	平成29年2月28日
社会福祉法人亀の子	共同生活援助	コーポ亀の子Ⅱ	大田市長久町長久イ453- 10	平成29年3月31日
社会福祉法人亀の子	共同生活援助	コーポ亀の子Ⅲ	大田市長久町長久ロ268- 18	平成29年3月31日
社会福祉法人かなぎ福祉会	居宅介護	緑ヶ丘ヘルパーステーション	浜田市浅井町122-2	平成29年3月31日
社会福祉法人島根県社会福祉事業団	自立訓練（生活訓練）	障害者支援施設光風園	出雲市湖陵町大池240-1	平成29年3月31日
特定非営利活動法人つわぶきの里	就労継続支援B型	つわぶきの里	鹿足郡津和野町森村ロ104	平成29年3月31日
社会福祉法人博愛	行動援護	博愛訪問介護事業所	隠岐郡隠岐の島町原田390 -3	平成29年3月31日
社会福祉法人雲南広域福祉会	生活介護	多機能型事業所しゃぼ ん玉工房	雲南市三刀屋町古城45- 6	平成29年3月31日
NPO法人えんJOY	居宅介護	ヘルパーステーション えんJOY	大田市大田町大田ロ760- 1	平成29年3月31日

島根県告示第226号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の指定一般相談支援事業者を次のとおり指定したので、同法第51条の30第1項第1号の規定により告示する。

平成29年4月21日

島根県知事 溝口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
海士町	地域移行支援 地域定着支援	海士町障害者相談支援 センター	隠岐郡海士町大字海士1490	平成28年7月1日
株式会社RETICE	地域移行支援 地域定着支援	相談支援事業所Rei ne	松江市千鳥町26-2千鳥ビ ル1階	平成29年4月1日

島根県告示第227号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定により、次のとおり指定一般相談支援の事業の廃止の届出があったので、同法第51条の30第1項第2号の規定により告示する。

平成29年 4 月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人亀の子	地域移行支援 地域定着支援	亀の子サポートセンタ ー	大田市長久町長久口267- 6	平成29年 3 月31日

島根県告示第228号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成29年 4 月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

奥出雲町土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事

松浦 士登 仁多郡奥出雲町三成197番地23-211

島根県告示第229号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

平成29年 4 月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
堤田地区区画整理事業（県営農地整備事業（経営体育成型））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	津和野町役場

島根県告示第230号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

平成29年 4 月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
中山・長福地区区画整理事業（県営農地整備事業（経営体育成型））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	津和野町役場

島根県告示第231号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

平成29年 4 月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
中山・長福地区用排水施設事業（県営農地整備事業（経営体育成型））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	津和野町役場

島根県告示第232号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成29年 4 月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
邑智郡邑南町戸河内3231-4、3236-2から3236-5まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養かん
- 3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第233号

平成29年島根県告示第88号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を江津市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成29年 4 月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
江津市桜江町谷住郷2488-1、3164-1	森田 元市
江津市桜江町谷住郷3160-1	三原 俊夫

島根県告示第234号

平成29年島根県告示第60号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を川本町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成29年 4 月 21 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
邑智郡川本町大字川本1851	小畑 和司

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成29年 4 月 21 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類
基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）
- 2 作業期間
平成29年 4 月 20 日から平成30年 3 月 31 日まで
- 3 作業地域
松江市、安来市、雲南市、奥出雲町、飯南町、美郷町

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の基本測量は、平成29年 3 月 31 日に終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成29年 4 月 21 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類
基本測量（湖沼調査）
- 2 作業期間
平成28年 5 月 1 日から平成29年 3 月 31 日まで
- 3 作業地域
宍道湖

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、平成29年 3 月 27 日に終了した旨島根県松江県土整備事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成29年 4 月 21 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
平成28年6月15日から平成29年3月27日まで
- 3 作業地域
安来市伯太町峠之内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、平成29年3月27日に終了した旨安来市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成29年4月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
平成28年11月16日から平成29年3月27日まで
- 3 作業地域
安来市広瀬町富田地内

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成29年4月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 役務の名称及び数量
島根県第2期全庁共用ファイルサーバ構築運用保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県地域振興部情報政策課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成29年3月22日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
Fしまね全庁FS共同企業体 代表者 株式会社富士通エフサス山陰支店 支店長 岡田 努
島根県松江市学園南二丁目10番14号
- 5 随意契約に係る契約金額
112,082,474円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成29年 4月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 調達件名及び数量

島根県企業局三代浄水場で使用する電力の供給 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県企業局総務課 島根県松江市殿町8番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成29年 3月31日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

中国電力株式会社 出雲営業所 所長 渡部 誠司 島根県出雲市小山町225番地

5 随意契約に係る契約金額

56,368,029円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1号の規定による。

8 特例公告を行った日

平成28年12月20日

監 査 委 員 告 示

島根県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定により包括外部監査人峠田晃宏から包括外部監査契約に基づく監査の事務を補助する者に係る協議があり、監査委員による協議が調ったので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年 4月21日

島根県監査委員 角 智 子

同 中 島 謙 二

同 錦 織 厚 雄

同 後 藤 勇

1 監査の事務を補助する者の氏名及び住所

公認会計士 森脇俊樹 出雲市荒茅町854番地

弁護士 中井洋輔 松江市東朝日町248番地 1 アイビーステイツ203号

高橋七子 雲南市大東町大東1888番地

2 監査の事務を補助する者が外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成29年 4 月14日から平成30年 3 月31日まで

正 誤

平成28年11月15日付け島根県報第2,853号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
5	島根県告示第679号中	(2) 立木の伐採の限度 次のおりと する。	(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方 法・期間及び樹種 次のおりとす る。
6	島根県告示第680号中	(2) 立木の伐採の限度 次のおりと する。	(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方 法・期間及び樹種 次のおりとす る。